

- 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された方

学位授与証明書 を添付してください。

専攻の区分が機械工学、電気電子工学、土木工学、建築学のいずれかのときは、大学指定学科卒業として取り扱います。専攻の区分が記載されている学位授与証明書を添付してください(学位授与証明書に専攻の区分が記載されていない場合は、大学の指定学科以外卒業として取り扱います)。

- 指定学科の【表3】に記載されている「5年制高等専門学校(専攻科)」修了の方は、高等専門学校の卒業証明書と専攻科の修了証明書の両方の提出が必要となります。

- 専門学校の高度専門士、専門士の場合は卒業証明書に加えて、その称号が付与されていることを確認できる書類も提出してください。なお、卒業証明書に高度専門士または専門士の記載があれば、卒業証明書だけで結構です。

※高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定を含む)の合格者は、高等学校の指定学科以外の卒業と同等となります。(合格証明書(原本)を添付してください。)

※卒業証明書に記載されている氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。

(3) 資格証明書(受検資格に応じて提出が必要)

- 受検資格の区分「ロ」の方は、下記のいずれかの提出が必要です。

・2級建築士免許証明書(写)

・2級建築士免許証(写)

・2級建築士合格通知書(写)

- 受検資格の区分「ハ」と「ニ」の方は、「2級建築施工管理技術検定第二次検定合格証明書(コピー)」(技士の合格証明書)の提出が必要です。

※資格証明書に記載されている氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。